

平成25年度 第2回豊山町都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成26年1月21日（火）午後1時30分～午後2時15分
- 2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室1
- 3 出席者 池山武志委員、小坂芳則委員、柴田恵子委員、高桑峯夫委員、坪井玲子委員（以上学識経験者）、筒井俊秋委員、大口司郎委員、水野 晃委員（以上町議会議員）、愛知県尾張県民事務所長浅田孝男委員、愛知県尾張建設事務所長広浜全洋委員（代理出席：山本企画調整監）、愛知県西枇杷島警察署長高木剛志委員（代理出席：堀田交通課長、藤嶋生活安全課長）
（欠席）今村一正委員（町議会議員）
（豊山町）鈴木町長、長谷川経済建設部長、夫馬経済建設部参事、桜井都市計画課長、高桑地域振興係長、早川下水道係長、村岡主事
- 4 議 案 議案第1号 名古屋都市計画地区計画の決定について
- 5 会議資料 (1) 平成25年度第2回豊山町都市計画審議会次第
(2) 平成25年度第2回豊山町都市計画審議会議案
(3) 都市計画の策定の経緯及び住民の意見反映を行った状況説明書
(資料No. 1)
(4) 「名古屋空港周辺小道地区計画」（都市計画）に関する説明会
(資料No. 2)
(5) 土地利用計画制度の概要（参考資料）

6 議事内容

(開 会)

司会（櫻井）： お待たせいたしました。ただ今より、平成25年度第2回豊山町都市計画審議会を開催いたします。

会議に先立ちまして会議録の取り扱いにつきましては、ご説明いたします。「議事録の作成に関する指針」の取り扱いにつきましては、当審議会では、次のように決定されておりますので、確認の意味も含めまして、ご報告させていただきます。

議事録の作成は「要点筆記」、発言者名は不都合なことがあれば非公開としますが、原則「公開」として確認させていただいております。

司 会： はじめに町長より一言ご挨拶申し上げます。

(町長あいさつ)

町長： 本日は、皆様大変お忙しいところ当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃より皆様には、本町の都市計画行政につきまして格別のご支援ご協力を賜わりまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の議題といたしましては、名古屋都市計画地区計画の決定について審議会に付議させていただいております。

この地区は、愛知県が国際戦略総合特区構想を推進する県営名古屋空港に隣接する旧空港用地を民間航空機の生産・整備拠点として誘致する地区で、豊山町も地域経済の活性化が図られる地区と期待しています。愛知県はその用地取得費を12月補正予算に計上しました。当該地区は、市街化調整区域であり、基本的に建築・開発が行えない地区であります。当該地区を工場用地として活用するには、市街化調整区域における秩序ある土地利用の観点から、都市計画法に基づく地区計画を定める必要があります。地区計画の決定権者は市町村であるため豊山町が地区計画を定めるものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

司会： ありがとうございます。続きまして、会長よりご挨拶をいただきます。

(会長あいさつ)

会長： 改めまして、皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、年の初めの会につきまして、大変お忙しいところ、当審議会にご出席頂きましてありがとうございます。

26年1月の最初の審議会でございます。都市計画審議会、昨年は大変お世話になりました。また、今年も1年、皆様方に大変お世話になるかと存じますが、何卒よろしくお願い致します。

さて、本日の議題でございますが、先ほど、町長さんからもお話しがございましたように、「名古屋都市計画地区計画の決定について」、町より都市計画審議会に付議された案件でございます。すなわち、名古屋空港周辺の小道地区の計画が定められるということでございます。詳細につきましては、後ほど、事務局からご説明いただくわけでございますが、いずれに致しましても、ここ数年は豊山町がさらに飛躍するための、まさに正念場の年になると考えているところであります。そういった意味からも皆様の忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

司会： ありがとうございます。本日、今村委員より、所用のため欠席の連絡をいただいております。また、尾張建設事務所長の広浜委員の代理として山本企画

調整監に、西枇杷島警察署長の高木委員の代理として堀田交通課長、藤嶋生活安全課長に出席いただいておりますので、ご報告させていただきます。

(資料の確認)

司 会： 会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。まず先にお配りしております議案書として「平成25年度第2回豊山町都市計画審議会議案」、右肩に資料No.1とあります「都市計画の策定の経緯及び住民の意見反映を行った状況説明書」、資料No.2としましては、住民説明会で配布いたしましたA3版・両面印刷の名古屋空港周辺小道地区計画に関する説明会資料、そして本日、お手元に配布しています、本日の次第、そして「参考資料」、以上5種類が本日の資料となります。揃っておりますでしょうか。

(定数の確認)

司 会： 本日の会議は、審議会委員の2分の1以上の委員の皆さんにご出席をいただいておりますので、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議は成立しています。

当審議会の議長は会長に務めていただくことになっておりますので、議事の進行につきましてはよろしく申し上げます。

(議案第1号)

会 長： それでは議事に入ります。議案第1号「名古屋都市計画地区計画の決定について」事務局より説明をお願いします。

(議案第1号の説明)

事務局(高桑)： 都市計画課の高桑と申します。よろしく申し上げます。議案説明に入ります前に、参考資料により地区計画制度の説明を簡単にさせていただきます。

本日お配りしました参考資料(A3版、両面カラー刷り)をご覧ください。左上の「土地利用計画制度の概要」から順次、説明いたします。

都市計画には、数多くのメニューが用意されており、それを地域の実情にあわせ、組み合わせることで活用することにより、地域のルールが作られています。

そのメニューは資料左側中ほどにありますように、土地利用規制(緑)、都市施設(オレンジ)、市街地開発事業(青)と、大きく3つに分かれます。そして、地区計画はこの中の土地利用規制に含まれます。

その下の「土地利用計画のイメージ」をご覧ください。土地利用の規制には、このイメージのように何層にも規制が重ねられて、定められています。まず、一番下に都市計画区域の指定があり、その中で、皆さんがよく耳にされる「線

引き」と言って、市街化区域と市街化調整区域とに分けられています。

そしてその上に、「用途地域」と言って、住宅系、商業系、工業系といったエリア分けをして、建築できる建物の用途や規模を制限しています。

更にその上に、「その他の地域地区」という規制を重ねています。本町では、準防火地域ですとか、高度地区、特別用途地区といったものがこれにあたります。

そして、その上に更に細かな区域に対して定める「地区計画」がございます。

次に右側の「地区計画」をご覧ください。地区計画は、限定した狭い範囲において、その地区の特性に応じて、まちづくりの細かなルールを決めるものであります。どのようなまちづくりを目標とするのかを示す「地区計画の目標・方針」と、それを実現するための具体的な道路などの配置や建築物の建て方のルールを定める地区整備計画で構成されます。本町においては、既に1箇所、エアポートウォーク名古屋が立地している林先地区にて、地区計画を定めております。

資料中ほどにありますイメージ図をご覧ください。これは、住宅系の地区計画を例に、「地区計画で定めるまちづくりのルール」をイメージしたものです。

今回、定める地区計画は、工業系の地区計画なので少しイメージは違いますが、ご容赦ください。

このイメージは、4辺を既存の道路で囲まれた地区を対象としています。

この中で、まず「地区施設」として、中央付近に既存の道路と接続するように「田の字」に生活道路を配置し、その幅を例えば6mにしましょうとか、中央付近に小さな公園や広場を配置しましょうとか、

また、「建物のルール」としては、上の方のエリアでは建物の高さを決めましょうとか、低い建物はダメですとか、

左側のエリアでは住宅だけです、工場はダメですよ、建物の塀は生垣にしましょうとか、

さらに、ゆとりのある住環境とするために、容積率や建ぺい率を小さく設定したり、敷地面積を最低200㎡にしましょうといったことも決められます。このようにルールを決めていくものです。

資料裏面をご覧ください。市街化調整区域内地区計画について、説明いたします。

これは、市街化調整区域に地区計画を定めようとする場合のガイドラインです。愛知県が作成したものです。

今回、地区計画を定めようとする区域は、市街化調整区域であります。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域でありますので、基本的に開発行為は認められておりませんが、地域コミュニティの維持や社会経済情勢の変化に対応するためのものといった、ごく一部の限定した開発行為は都市計画法の中で認められています。その中のひとつに、地区計画を定め、その内容に適合する場合に許可できる基準（34条10号）があります。

では、「1 背景・目的」から説明いたします。

これまでの拡大成長を前提としたまちづくりから人口減少・超高齢社会に対応したまちづくりを実現するため、平成18年の都市計画法改正により、開発許可制度が大きく見直されました。これまでの大規模開発許可基準（5ha以上）が廃止され、市街化調整区域における相当規模の開発行為は、地区計画に適合する場合に許可できる基準（改正法34条10号）によることとなりました。この改正を受けて、市町村が地区計画を策定するにあたり、円滑に協議を行うことを目的としたものです。

次に、「2 ガイドライン全体の考え方」です。

このガイドラインは、市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の主旨に鑑み、市街化調整区域の無秩序な市街化を防止する観点から、既存インフラを効果的に活用したり、その地区計画を定める地区は限定したものとするなど、市街化調整区域内地区計画の策定にあたり、円滑で適正な運用が図られるよう必要な技術的基準となる指針として愛知県が定めているものです。

次に、「3 ガイドラインの概要」です。

その指針の主なものとして、次のように定めています。都市計画マスタープランに適合していること、であったり、既存ストック（既存インフラ）の活用が可能であるか、地域コミュニティの維持・創出に資するか、といったものが定められております。

面積要件では、住居系は1ha以上20ha未満、工業系は5ha以上と定められています。

建築物の用途では、大規模集客施設の立地は認められていません。また、工業系の場合は、「①製造業」、「②製造業に関連する研究開発施設」、「③物流施設」に限定して定められています。

市街化調整区域内地区計画としては、住居系と工業系に限定されています。今回、本町が定めます地区計画は工業系です。資料右下の「工業系開発のイメージ」が示されておりますが、イメージにありますように工業系開発には、「①跡地利用型」、「②幹線道路沿道型」、「③インターチェンジ及び物流拠点型」、「④既存工業地隣接型」の4つのパターンがあります。今回の地区計画は、この中の「①跡地利用型」と「④既存工業地隣接型」の両方に該当するものです。

以上、簡単ですが、参考資料の説明とさせていただきます。

それでは、パワーポイントを使って議案説明に移ります。

議案第1号「名古屋都市計画地区計画の決定について」、ご説明いたします。前のスクリーンを使って説明します。

名古屋都市計画地区計画の決定について、都市計画法第19条第1項の規定に基づき、豊山町都市計画審議会に付議したものであり、ご審議をお願いするものです。

はじめに、地区計画を定めようとしています位置について、確認していただきます。赤枠で囲んでいます、空港の西側に隣接する位置になります。面積は約9haとなります。色の付いた市街化区域と空港区域に囲まれたところの市街化調整区域です。

次に、地区計画区域を拡大したものになります。現在、区域の上から県営空港の駐車場用地、その下に、旧国際線貨物ターミナル等が立地していた国有地、左にいて食品工場、その右に国のレーダー施設となっております。

今回、地区計画を定める背景としましては、平成17年2月に名古屋空港は県営空港に機能転換されました。これにより豊山町の経済・雇用・財政に、大きな影響を及ぼしました。これらの影響を極力、縮小するためには、地域経済の活力の回復・維持を図る必要がありました。そして、これまでに、旧国際線ターミナルビルの大型商業施設への転用、それから旧空港用地への宇宙航空研究開発機構（JAXA）の誘致などに取り組んでまいりました。それでも、地域経済の一層の再生を目指すには、長年遊休地となっております旧国際線貨物ターミナル跡地の利活用が、地域振興を図る上で重要な課題となっていました。

このような中、昨年2月、愛知県が旧国際線貨物ターミナル跡地を含む空港周辺地域に、民間航空機の生産・整備拠点を誘致するプロジェクトに着手することを発表しました。このプロジェクトは、本町にとりましても、経済の活性化が図られるものと大いに期待しているところであり、全力を挙げて協力していかねばならないものであります。

しかしながら、この地域は市街化調整区域であることから、現状では基本的に建築・開発が行えない地域となっております。このため、この地域へ航空宇宙関連施設の建設誘致を推進するためには、市街化調整区域内地区計画の策定が必要となった次第です。

次に、この地域の関連計画における位置付けがどのように定められているかについて、説明いたします。関連計画として4つの計画をお示ししています。

まず、左側から、「まちづくりに関する計画」として、「豊山町第4次総合計画」です。総合計画の中でこの地域は、【重点戦略】のひとつとして「空港周辺に航空宇宙関連産業の研究開発や生産等を行う施設の集積を進める」こととしてしています。

次に、その下の、総合計画に即して策定される「豊山町都市計画マスタープラン」についてです。【産業振興拠点の形成方針】として、この地域は「空港と一体化した航空宇宙産業を核として、産業用地を集約配置する」こととしてしています。

次に、右側には「国の施策に関する計画」について示しています。

まず、「企業立地促進法に基づく基本計画」についてですが、この地域を「特に重点的に企業立地を図る『重点促進区域』」として位置付けられています。

その下の、「国際戦略総合特区」では、『アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区』の区域に位置付けられています。

これらの「国の施策に関する計画」は、「まちづくりに関する計画」と整合しており、今回の地区計画によりこの地に、航空宇宙産業関連企業を誘致することは、まちづくりに関する町の計画にも、そして、国の重要施策に関する計画にも位置付けられています。

それでは、具体的な地区計画の内容について、説明いたします。地区計画の

名称は、「名古屋空港周辺小道地区計画」とします。位置は、「豊山町大字豊場字岡山はじめ8字地区の各一部」です。面積は、「約9.0ha」であります。地区計画の目標として、「航空宇宙産業を核として産業用地を集積配置し、良好な工業団地の形成を図る」としております。

次に、「区域の整備・開発及び保全の方針」です。

土地利用の方針では、「航空宇宙関連産業の工業団地として適正かつ合理的な土地利用を図りながら、周辺住宅地等への環境の保全に配慮したものとす

る」としてしています。地区施設の整備の方針では、「周辺の住環境に配慮した良好な工業団地の形成を図るため、既存集落のある南側に緑道を配置する」としてしています。具体的な施設・規模等については、後ほど説明させていただきます。

建築物等の整備の方針では、「周辺環境を保全しつつ良好な工業団地の形成を図るため、建築物等の用途をはじめとする6項目について制限する」としてしています。6項目の具体的な制限についても、後ほど説明いたします。

地区計画には、地区計画区域と地区整備計画区域という2つの区域があります。通常ですと、地区計画区域と地区整備計画区域は一致させることが多いのですが、今回は異なった区域として定めております。まず、赤線で囲った区域が地区計画区域で約9.0haになります。次に、青色の破線で示している区域が地区整備計画区域で約7.8haになります。

それぞれの区域の違いについて説明いたします。

まず、赤枠の「地区計画区域」については、地区計画として定める項目のうち、「地区計画の目標等」として、1)「地区計画の目標」と、2)「土地利用の方針」において定める内容が適用されます。これらは、法的な拘束力を持つものではありません。

一方の、青枠の「地区整備計画区域」についてですが、「地区計画の目標等」に加えて、「地区整備計画」として、1)「地区施設の配置と規模」と、2)「建築物に関する制限」とにおいて定める内容が適用されます。この「地区整備計画」の内容は法的な拘束力を持つものです。

今回は、食品工場並びに国のレーダー施設が立地している区域については、地区整備計画区域からは除外しております。ここには、既に別の用途で利用されており、建築物に関する制限を適用させるのは適切ではないとの判断から地区計画区域には含めるものの、地区整備計画区域からは除外しております。

したがって、これから説明いたします地区整備計画の内容は、青枠の地区整備計画区域に限ってのみ適用される制限であるということで、ご理解ください。

それでは、「地区整備計画」の説明に移ります。

「地区施設の配置及び規模」についてです。緑道1号として、幅員約4m、延長約250mの緑道を地区の南側（紫色で表示）、町道沿いに配置します。ただし、車両の乗入れ等計画上やむを得ない部分は除きます。

これにより、住居地域と隣接する境界部分に緑道を配置することにより、良好な住環境の保全に努めることとしてしています。

次に、「建築物等に関する事項」について説明いたします。

地区整備計画区域内を対象として、建築物等に関する制限（ルール）を設定します。画面にありますように、今回の地区整備計画では、6項目についての制限を定めています。①番の「用途の制限」、②番の「容積率の最高限度」、③番の「建ぺい率の最高限度」、④番の「敷地面積の最低限度」、⑤番の「高さの最高限度」、⑥番の「形態又は色彩その他の意匠の制限」、以上の6項目です。

では、具体的な制限の内容について、ご説明いたします。

まず、「用途の制限」についてです。「次に掲げる建築物以外は建築してはならない。」と規定しています。

1 工場及びそれに関連する研究開発施設とし、「航空機・同附属品製造業に限る」とします。

2 前号の建築物に附属するものとします。2の「前号（工場等）の建築物に附属するもの」につきましては、事務所、倉庫、守衛棟なども建てることのできるものとしています。

これにより、航空機の製造に特化した工場及び研究開発施設のみが建築可能となり、良好な航空宇宙関連産業拠点の形成を図ります。

次に、「容積率」と、「建ぺい率」の最高限度についてです。

容積率とは、敷地に対する建築物の延床面積の割合のことですが、その上限を150%とします。

建ぺい率とは、敷地に対する建築物の建築面積の割合のことですが、その上限を60%とします。

特に、容積率は、通常在市街化調整区域では200%ありますが、50%引き下げて150%としています。

これにより、敷地をめいっぱい使った建築や、無制限に階数を増やすことはできなくなります。また、容積率を通常よりも引き下げることにより、工場の大きさをさらに制限しています。

続いて、「敷地面積の最低限度」についてです。

これは、将来的に敷地が細かく分割、転売され、工業団地としての環境が悪化することを防止するために定めることとしています。これを3,000㎡としています。

次に、「高さの最高限度」についてです。

空港に近接する区域は、航空機の安全な離着陸・飛行を確保するため、航空法により建物の高さが規制されています。この地区では、45mになりますのでそれを適用します。

最後に「形態又は色彩その他の意匠の制限」についてです。

これは、地区内の建築物や屋外広告物が極端に目立って周辺環境と調和しないものにならないように定めます。これを「周辺環境と調和したものとする」とします。

繰り返しになりますが、今、ご説明いたしました「地区整備計画」の内容は、地区整備計画区域に限ってのみ適用される制限であります。

それでは、今回の地区計画を定めるにあたって、これまで行ってきた「都市計画の策定の経緯及び住民の意見反映を行った状況」についてご説明いたします。

地区計画の決定に向けての最初の手続きとして、地区計画素案に基づく住民説明会を昨年7月25日に開催しました。この説明会は、町が都市計画の原案の作成にあたり、広く住民及び利害関係人の意見を反映させるために開催したものであります。出席者は26名でありました。

次に、縦覧を2回行なっています。

1回目は都市計画法第16条による町縦覧です。この縦覧は地区計画の案となるべき事項について、区域内の土地所有者等の利害関係人から意見を聞いて作成することになっているため行うものであります。この縦覧を、昨年11月5日から19日までの2週間行い、縦覧者は6名でありました。その後、意見書の受付を26日まで行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

2回目の縦覧は都市計画法第17条の規定に基づくものです。この縦覧は、広く住民及び利害関係人を対象に行うものであり、昨年12月3日から17日までの2週間行いましたが、縦覧者はございませんでした。同時にその間に意見書の受付を行いましたが、意見書の提出もございませんでした。

縦覧までの手続きが終了しましたので、本日、町の都市計画審議会に地区計画の決定について付議させて頂いております。

今後のスケジュールにつきまして簡単に説明いたします。地区計画の決定について当審議会の議決を頂きましたら、速やかに愛知県知事への同意協議を行います。その後、愛知県より同意を頂きましたら、町において都市計画の決定告示を行います。

また、都市計画の手続きと並行して、建築制限条例の改正に向けた手続きも予定しております。この条例は、地区計画を実現するために、地区整備計画区域内における建築制限を確実なものにするための条例であり、既存の条例に、今回定める地区整備計画区域を追加するために改正するものであります。

地区計画の都市計画決定告示と、建築制限条例の条例施行は同日（3月下旬）に行う予定としております。そして、都市計画決定告示、建築制限条例の改正条例の施行後、この地区の具体的な開発・建築の作業が行われることとなります。

以上で、議案第1号「名古屋都市計画地区計画の決定について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会 長： 議案第1号の説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はございませんか。

水野委員： 今日いただいた参考資料の中で、都市計画制度の構成というところで、都市施設として交通施設（道路）とありますが、これについてももう少し詳しく説明いただきたい。

事務局（参事）：経済建設部参事の夫馬と申します。よろしく申し上げます。都市計画法については、土地利用規制と都市施設と市街地開発事業の3本の柱でなっております。その都市施設についてご質問いただきましたけれども、都市施設というのは、一番わかりやすいものが都市計画道路です。あとは、公園とかも都市公園として、都市計画法の手続きに基づいて、公共施設として定めていくものを都市施設と呼んでおります。ここにありますように、公園・緑地もそうですし、下水道もそうです。これらの施設を総称して都市施設と呼んでおります。

水野委員： この地区整備計画区域内の交通施設ということですか。その周りの道路ではなく、この7. 8あるいは9 h aにおける…。

事務局（参事）： 地区計画の区域の中にあります道路というのは、ここで言っている都市施設とは違います。それは先ほどの説明の中で、緑道というものが出てきましたけれども、それは地区施設といいます。ちょっと紛らわしいのですが、地区計画の中で定める公共施設は地区施設という位置付けとなっております。このオレンジ色で示している都市施設というのは、地区計画で定めている地区施設とは別のものです。地区計画というのは限られたもっと狭い範囲の計画で、その中に入れる生活道路とか、緑道ですとか、ミニ公園とかの公共施設を地区施設として、地区計画の中に位置付けます。都市施設というのは、名古屋都市計画という区域の中に、都市計画道路としてもっと広い範囲で、都市計画決定される施設のことを都市施設と呼んでいます。

会 長： 今回、付議を受けた地区計画の中の施設は、この都市施設ではないという意味合いでよろしいですか。

事務局（参事）： そうです。今回定める地区計画の中にある緑道は、都市施設とは呼びません。

会 長： 水野委員が言われるように、南側の集落の中の道路は、今回の地区計画の中には入らないという理解でよろしゅうございますね。

事務局（参事）： 都市施設で言っているのは、もっと広い都市計画区域を対象とした時に、必要となる施設を都市計画で定めるものでして、それは施設自体を定めるものですが、今お諮りしているのは地区計画というもっと狭い範囲の中で整備していく時に、必要となる生活道路ですとか、緑道とか、そういった公共施設は、地区施設という地区計画の中に定められる施設というものです。

会 長： ありがとうございます。その他、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。特に、ご意見、ご質問もないようでございますので、ここで採決をさせていただきます。

(採決)

会 長： 議案第1号「名古屋都市計画地区計画の決定について」、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成として挙手)

会 長： ありがとうございます。議案第1号「名古屋都市計画地区計画の決定について」、原案のとおり可決しました。

(その他)

会 長： 続きまして、次第の4「その他」に入ります。事務局から何かありますか。

事務局（櫻井）： ございません。

会 長： この機会に委員の皆様で、何かございませんか。

浅田委員： 愛知県の尾張県民事務所長でございます。今回、ご審議いただきました地区計画の決定、これは本県が航空宇宙産業の世界的拠点を目指して進めているプロジェクトの核の核でございます。民間航空機の生産・整備拠点の誘致プロジェクト、これにはなくてはならない法的な条件であったわけでございます。今回、皆様方にご議決いただきまして、誠にありがとうございます。私どもといたしましてもお礼申し上げます。今後、この先も豊山町さんと一緒になりまして、しっかりと進めていきたいと思っておりますので、今後ともご理解をよろしくをお願いします。ありがとうございました。

会 長： それでは、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

司 会： 会長さんはじめ委員の皆さん、どうもありがとうございました。最後に町長より一言ご挨拶をさせていただきます。

(町長閉会のあいさつ)

町 長： 本日は、熱心なご審議誠にありがとうございました。

町民の皆様のご協力を頂きながら、魅力ある豊山町の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

本日、ご審議いただきました事業につきましては、精力的に進めて参りますので、今後とも審議会の運営について、よろしくご協力をお願いいたします。

どうもありがとうございました。

司 会： ありがとうございました。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。

(閉会)

上記のとおり平成25年度第2回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

平成26年2月5日

会 長 池 山 武 志

署名人 高 桑 峯 夫